

令和5年9月29日  
第3補給処  
調達部会計課

## インボイス制度導入後の事業者等が官に提出する請求書について

国又は地方公共団体に一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第6項により、課税売上に対する消費税税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額にみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません。

一般会計により通信電子器材等の部品及び役務の調達を行っている第3補給処の調達においては、インボイス制度への対応の必要がないことから、請求書も従来通りの様式でご提出いただく形で問題ございません。

なお、社内規定等の事務手続きの都合上、事業所登録番号等を記載する場合は、記載例を参考としてください。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

第3補給処 調達部会計課

TEL 04-2953-6131（内線3391）担当：井上

請 求 書

分任資金前渡資金官吏  
航空自衛隊第3補給処  
会計課長

殿

令和 年 月 日

下記の代金の支払を請求します。

金	
---	--

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先  
登 録 番 号

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
契約書のとおり						
	— 以下余白 —					
計						

令和 年 月 日

検収済

令和 年 月 日

物品管理簿  
登記済

※取引銀行名

銀行

支店 預金名

口座番号